

危機管理マニュアル

若杉福祉会 城北保育園

危機の定義と適用

*保育園における危機とは、火災、地震、台風、その他天災、食中毒、感染症等、その他事故、事件等において、入所児童及び職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。

1、基本的指揮権・・基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権をもつ者で下記に定められている職務者を指し、順位としては次の各号通りとする。

- ①理事長・理事会
- ②園長
- ③副園長
- ④主任・事務
- ⑤各クラスリーダー、調理、

* 指揮権者は生命の安全を最大の目的とし、このマニュアルを規範に的確な指示を職員に伝えること。

2、園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位

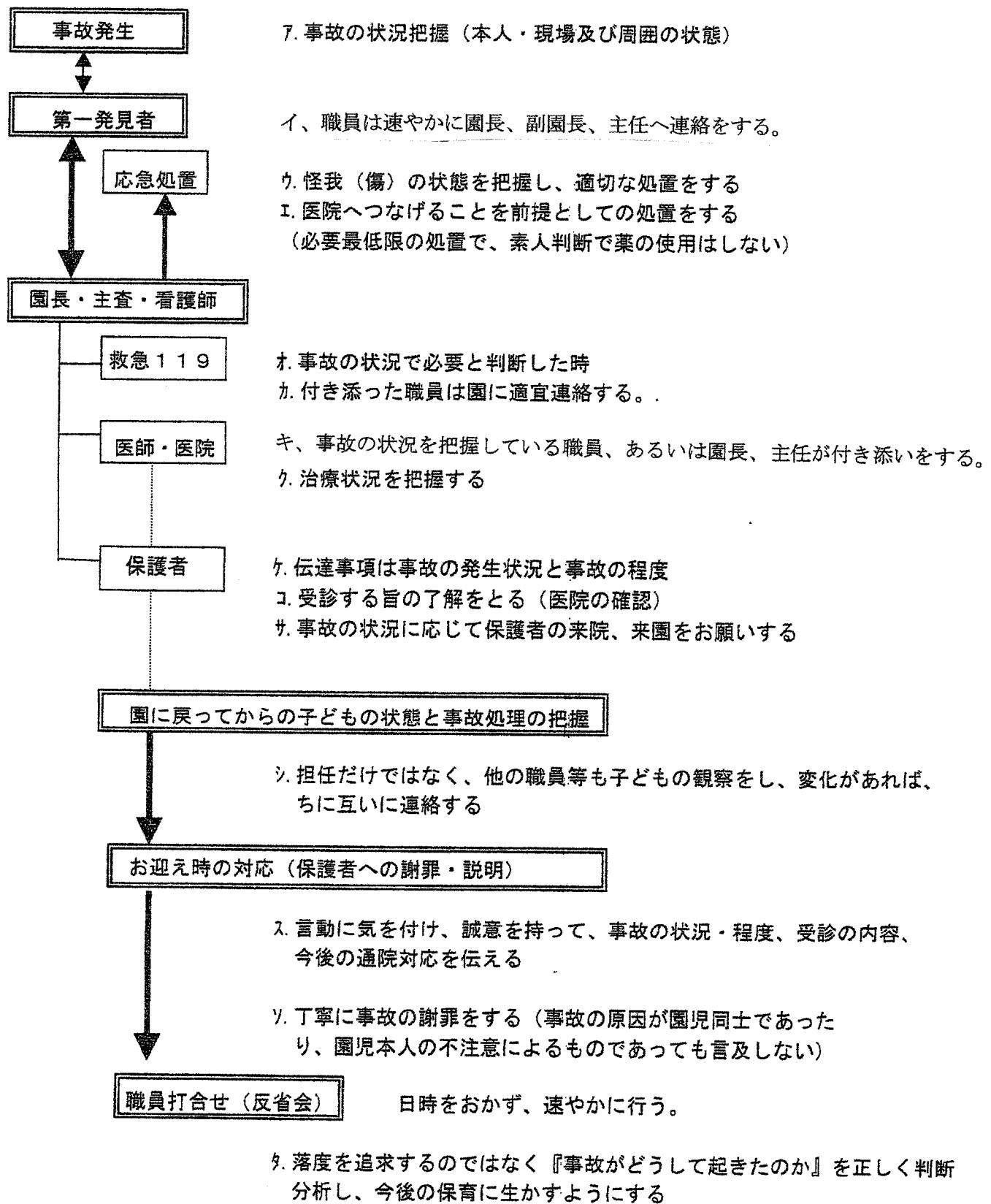
・通常の保育時間中に危機的状況が発生した場合においては次の各号の順位に基づき指揮命令を受けること。指揮権者が不在又は、指揮を司ることが出来ない場合は次位者が指揮権者となること。

- ① 園長
- ② 副園長
- ③ 主任
- ④ 事務
- ⑤ 各クラスリーダー・給食担当

* 園内において危機的状況が発生した時も同様とする。

事故発生時対応フローチャート 1

保育園内で事故が発生した場合



検討項目『事故の報告（状況、原因、内容、対応等）』
 『今後の検討（原因追求、解明等）』
 『原因の除去及び処置（点検、改善等）』

事故発生時対応フローチャート 1

保育園外で事故が発生した場合

